

JIS

品質マネジメントシステムコンサルタントの 選定及びそのサービスの利用のための指針

JIS Q 10019 : 2005
(ISO 10019 : 2005)

平成 17 年 6 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会適合性評価部会 管理システム規格専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	飯塚 悦 功	東京大学
(委員)	阿久津 進	財団法人日本規格協会
	井口 新一	財団法人日本適合性認定協会
	市川 昌彦	有限会社環境 ISO システムサポート研究所
	岩本 威生	社団法人日本化学工業協会
	岡本 裕	財団法人日本規格協会
	小貫 治朗	審査員研修機関連絡協議会
	梶屋 俊幸	松下電器産業株式会社
	近藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	佐野 真理子	主婦連合会
	田和 淳一	社団法人日本損害保険協会
	椿 広計	筑波大学
	中西 正士	豊中商工会議所
	西谷 徳治	審査登録機関協議会
	広瀬 隆	社団法人産業環境管理協会
	福丸 典芳	NTT ラーニングシステムズ株式会社
	前原 郷治	社団法人日本鉄鋼連盟
	三井 清人	財団法人日本品質保証機構
	村川 賢司	前田建設工業株式会社
	吉澤 正	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.6.20

官 報 公 示：平成 17.6.20

原案作成協力者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 適合性評価部会 (部会長 正田 英介)

審議専門委員会：管理システム規格専門委員会 (委員長 飯塚 悦功)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 認証課管理システム標準化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:qqgcbd@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO 10019:2005, Guidelines for the selection of quality management system consultants and use of their services** を基礎として用いた。

JIS Q 10019 には、次に示す附属書がある。

附属書 A (参考) 品質マネジメントシステムコンサルタントの代表的な活動

附属書 B (参考) 品質マネジメントシステムコンサルタントの評価

目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 引用規格.....	2
3. 定義.....	2
4. 品質マネジメントシステムコンサルタントの選定.....	2
4.1 選定プロセスへのインプット.....	2
4.2 コンサルタントの力量.....	3
4.3 倫理的考慮事項.....	7
5. 品質マネジメントシステムコンサルタントのサービスの利用.....	7
5.1 コンサルタントサービス.....	7
5.2 コンサルタントサービス契約.....	7
5.3 コンサルタントサービスの有用な考慮事項.....	8
附属書 A (参考) 品質マネジメントシステムコンサルタントの代表的な活動.....	9
附属書 B (参考) 品質マネジメントシステムコンサルタントの評価.....	12
参考文献.....	13
解 説.....	14

品質マネジメントシステムコンサルタントの 選定及びそのサービスの利用のための指針

Guidelines for the selection of quality management system consultants and use of their services

序文 この規格は、2005年に第1版として発行された ISO 10019:2005, Guidelines for the selection of quality management system consultants and use of their services を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある“参考”は、原国際規格にはない事項である。

品質マネジメントシステムの実現において、組織によっては自組織の要員に頼るところもあるが、外部コンサルタントのサービスを利用する組織もある。組織によるコンサルタントの選定は、その成果としての品質マネジメントシステムが、最も効率的で効果の上がる方法で、組織の計画した目標を確実に達成できるようにするために重要である。品質マネジメントシステムコンサルタントのサービスを利用する場合であっても、組織のトップマネジメントの参画及びコミットメントが、品質マネジメントシステムの実現にとって重要な要素である。

この規格は、品質マネジメントシステムコンサルタントの選定に当たって考慮すべき要素についての手引を提供することを意図している。この規格は、品質マネジメントシステム実現の過程で、組織の固有のニーズ、期待及び目的を満たすことのできる品質マネジメントシステムコンサルタントの選定のために、組織が利用することができる。この規格は、更に次のように利用することができる。

- a) コンサルタント自身が、コンサルティングを行うための指針として
- b) コンサルティング組織における、品質マネジメントシステムコンサルタントの選定のため

1. 適用範囲 この規格は、品質マネジメントシステムコンサルタントの選定及びそのサービスの利用のための手引について規定する。

この規格は、品質マネジメントシステムコンサルタントの選定に当たって組織を支援することを意図している。この規格は、品質マネジメントシステムコンサルタントの力量を評価するためのプロセスに関する手引を示し、また、コンサルタントのサービスに対する組織のニーズ及び期待が満たされるだろうという信頼を与える。

備考1. この規格は、認証目的のために利用されることを意図していない。

- 2. この規格は、品質マネジメントシステムの実現について扱うものであるが、同時に、適切に適応させることで、その他のマネジメントシステムの実現にも用いることができる。
- 3. この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、IDT (一致している)、MOD (修正している)、NEQ (同等でない) とする。